

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化

経緯

- 劣悪な労働条件で働かせる、若者の「使い捨て」が疑われる企業等については、各方面でその存在と対策の必要性が指摘されてきた。（日本再興戦略（改訂）（平成26年6月24日閣議決定）、骨太の方針（平成26年6月24日閣議決定））
- 平成27年10月1日から施行された「青少年の雇用の促進等に関する法律」第26条において、「国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するように努めなければならない」と規定されているとともに、与野党議員で結成されたWTにおいてワークルール教育推進法案が議論されている。
- 平成30年5月28日付け公明党「経済財政運営と改革の基本方針2018等に向けた提言」においても「電話相談体制、情報発信、過重労働解消に向けた重点監督など、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取り組みの充実強化を図る」とされている。
- これらを踏まえ、以下の施策により、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の充実強化を図る。

若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の概要

- **大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業**
 - 労働関係法令に馴染みのない大学生や高校生等の若者を主な対象として、実際に働くに当たって有用な知識を付与するセミナーを全国で28回以上開催、高校への講師派遣を全国で280回以上行う。（委託）
- **「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業**
 - 労働基準監督署の閉庁後の夜間・休日の相談を受け付ける、フリーダイヤル電話相談を設置。土日・祝日の夜間（17：00～22：00）の相談にも対応。外国人労働者の母国語（8言語）での相談にも対応する。（委託）
- **ポータルサイト「確かめよう労働条件」による労働基準法等の情報発信事業**
 - 労働基準関係法令や、事案に応じた相談先の紹介をするなど、労働条件に関する悩みの解消に役立つポータルサイトを運営。特に若者向けの工夫として、労働条件をマンガで学べる「マンガで学ぶ労働条件」やクイズ形式で労働法令を学べる学習用アプリ「RJ(労働条件)パトロール」を展開。（委託）
- **労働法教育に関する支援対策事業**
 - 高校・大学等の指導者用資料について、法改正に伴う内容の更新を行うとともに、教員等を対象とした研修セミナーを開催する。また、労働法教育やいわゆるブラックバイト対策の必要性等に係るシンポジウムを開催する。（委託）

大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業

○ 趣旨・目的

大学生や高校生等は、就労した経験がないか、経験が乏しい場合がほとんどであるため、労働者保護に関する労働基準関係法令についての基本的な知識を付与することは重要である。

また、こうした年齢層は、卒業後学卒として就職することから、若者の「使い捨て」が疑われる企業等からの被害を最小限とするためにも重要な事業である。

○ 本事業の必要性・効果

- ・ 労働関係法令を学習することで、アルバイトや就労後の労働トラブルを未然することができる。
- ・ 就職活動に当たっての一助となることが期待される。



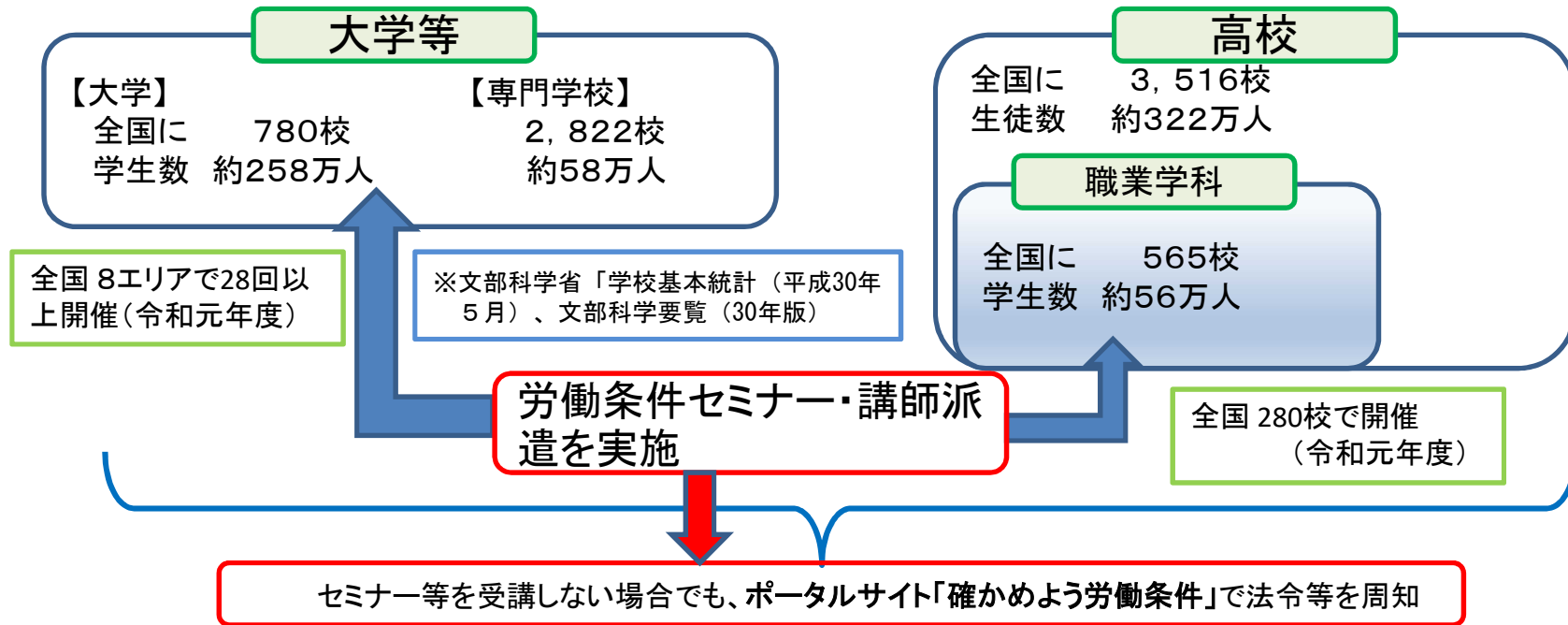
◎ 青少年の雇用の促進等に関する法律

第26条 国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するように努めなければならない。

○ 本事業の今後の方向性

- ・ 労働法令の高校生等への教育については、高校段階から身につける必要があり、「青少年の雇用の促進等に関する法律」による規定のほか、ワークルールの議員立法化の動きが見られ、本事業への大きな期待が見込まれる。
- ・ 令和4年度から、次期学習指導要領が改訂され、「公共(仮称)」が新設見込み(文科省)であり、こうした動きとの連携も図りつつ、事業運営を行ってまいりたい。

大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業



事業の流れ

事業受託業者



①セミナー等の利用勧奨

②セミナー等の利用申込み

③セミナーの実施、講師派遣

全国の高校・大学等



論点と見直しの方向性等について

論点・課題①

- 成果目標や活動指標が事業目的や過去の活動実績等を踏まえ、適切なものとなっているか。

【現状】

大学等でのセミナーや高校等への講師派遣については、いずれも利用実績が当初見込みを上回っており、ニーズに十分には応えられていない状況。

見直しの方向性等①

- 利用実績を踏まえ、職業学科など卒業後就職する割合が高い学校を重点において実施する。また、これまで派遣実績のない学校に対しても、積極的に利用勧奨を行い、幅広く利用されることを目指す。

論点・課題②

- 真に支援が必要な若年労働者や学生・生徒の本事業が活用されるよう、ポータルサイトの内容や法令等の周知広報及び大学・高校への働きかけなどについて、一層の充実を図るべきではないか。

【現状】

労働条件相談ほっとラインの利用件数をみると、10代の労働力人口の割合が全体の1.5%である中、10代の若者からの相談割合は全体の3.4%となっている状況。

見直しの方向性等②

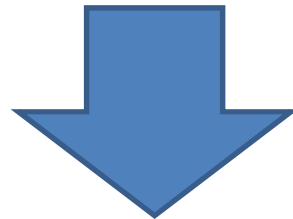
- 労働条件相談ほっとライン、大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー及びポータルサイト「確かめよう労働条件」のそれぞれの利用者に対して相互に事業を紹介、誘引することを強化する。（セミナーについては、課題1に記載したように、幅広く学校に働きかける。）また、相談を受ける手法として、若者の利用が多いSNSの活用も検討する。
- また、ポータルサイト「確かめよう労働条件」にあるマンガ等を活用したコンテンツについて、労働関係法令の制度改正を踏まえた内容とするなど充実させる。

參考資料

大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業

課題と認識

- セミナーは、実施の効果は高いが、開催日時や場所等の点から、受講者が限られてしまうという問題が存在。
- 一方で、学生等が興味を示すような事例等を使用し、その場で疑問点にも回答できるセミナー形式での実施は効果的。



見直しの方向性

上記の状況にかんがみ、セミナー形式での実施に合わせ、次の取組を行うことで、更に効果的に事業を推進する。

- ① ポータルサイトでセミナーのビデオ配信を行う。
- ② 労働法に関する分かりやすい冊子等の配布を行う。
- ③ 文科省や大学等と連携を図り、上記の情報が学生に伝わるよう、効果的な周知に取り組む。

企業及び若者への対応状況

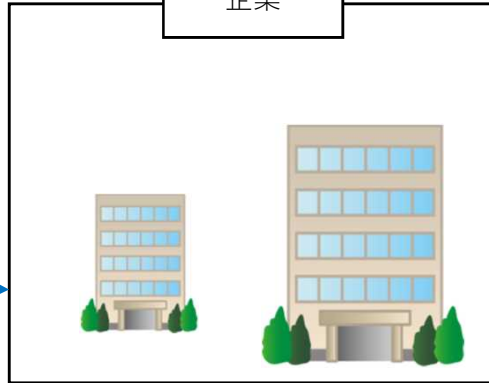
企業への対応

都道府県労働局・労働基準監督署



○企業に対する相談・支援等を実施
労働条件等に係る集団指導や各種説明会を開催

企業



企業向けセミナーの実施

委託事業

○過重労働解消セミナー

企業の労務管理者等向けに過重労働防止対策に必要な知識やノウハウを習得するためのセミナーを実施する。

○新規起業事業場に対するセミナー等

就業環境の整備を支援するため、新規起業事業場に対し、労務管理等のセミナー及び個別訪問を実施する。

○36協定未届事業場に対する相談指導

36協定未届事業場に対し、自主点検を実施した上で、36協定制度を始めとした労働基準法等に係る集団的な相談指導や個別訪問を実施する。

若者への対応（本事業で実施）

大学生・高校生等へのセミナーの実施

大学生・高校生等



～セミナー以外でも支援～

○労働条件相談ほっとライン
フリーダイヤル電話相談を設置し、夜間・休日に労働者等からの労働相談を受け付ける。

○ポータルサイトによる情報発信

ポータルサイトを運営し、労働基準関係法令の紹介や事案に応じた相談先の紹介を行う。

○WEBでの労働基準関係法令診断サービス

WEB上で事業場の規模等の必要な情報を入力することにより、事業場が関係法令についての診断を受けられるサービス等を実施する。

○働き方改革推進支援センターを通じたセミナー等

商工団体等と連携の上、労働時間等労働条件に係るセミナー、個別訪問等を実施する。

「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業

平日夜間・土日に、無料で労働条件に関する電話相談を受け付ける（委託事業）
 【フリーダイヤル】 0120-811-610（はい！ろうどう）

受付時間：平日（月～金） 17時～22時
 土日・祝日 9時～21時

※ 年末・年始（12月29日～1月3日まで）は除く。

～令和元年度から下記8言語にも対応～

英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語
 ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語

相談を希望される方

電話相談

労働条件相談ほっとラインコールセンター

相談票
の作成

- 自分の労働条件は、労働基準法などに違反しているのではないか？
- 労働基準法などの規定の意味は？
- 労働基準法などの法令以外に関する質問

問題解決の方法や管轄の
労働基準監督署を紹介

規定の解釈等について丁寧に説明

総合労働相談コーナーなどの
相談機関を紹介

相談をされた方が労基署への
情報提供を希望した場合

情報提供

質問内容
に応じて
ポータル
サイトも
紹介

管轄の都道府県労働局
・労働基準監督署
監督指導等を実施

期間	相談件数	主な相談内容			
		休暇・休日	解雇・雇止め	賃金不払残業	長時間労働
H28.4～H29.3	30,929件	3,334件	2,734件	2,231件	1,042件
H29.4～H30.3	45,545件	3,881件	3,207件	2,563件	1,197件
H30.4～H31.3	54,453件	5,737件	3,969件	2,889件	1,044件

「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業

○ 相談の傾向

30歳未満の方からの相談は3割超（32.2%）、40歳未満の方からの相談は5割超（53.5%）
（平成30年度において、相談者の年齢が判明した9,945件の内訳）

年齢層	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
人数	339	2,864	2,120	2,136	1,664	822	9,945
割合	3.4%	28.8%	21.3%	21.5%	16.7%	8.3%	100%

○ 主な相談事例とその後の対応（監督指導の実施による是正）

事例1

時間外労働しても残業手当の一部に不払いが生じているので何とかしてほしい。

その後の対応

割増賃金の未払い、36協定の未締結、書面による労働条件の明示等を指摘。全社的に是正するよう指導

事例2

時間外労働しても残業手当が支払われないので何とか支払わせてほしい。

ずさんな労働時間管理による時間外労働の未払を指摘し、全社的に不足分の時間外手当を支払うよう指導。

事例3

約2か月間、休みが全く取れない。監督署に行く時間もないので、何とか休めるようにしてほしい。

1か月当たり最大で187時間、100時間超の時間外労働が29人で認められたため、抜本的な指導を実施。

ポータルサイト「確かめよう労働条件」による労働基準法等の情報発信事業

(平成26年度から実施)

労働条件に関する情報の発信

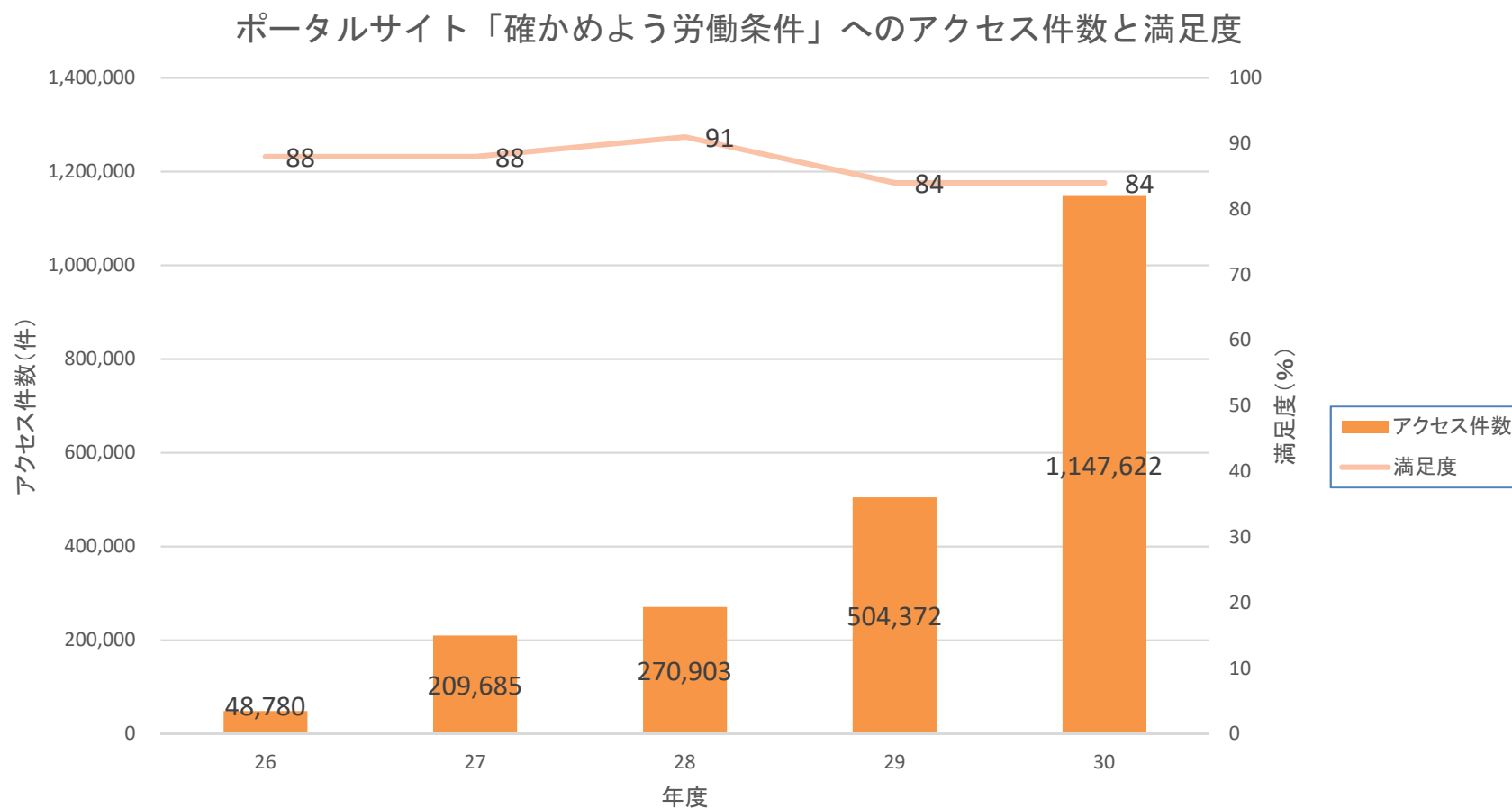
- 労働条件問題に関する法令・制度
- 労働条件問題に関するQ&A
- 労働条件問題に関する重要な裁判例
- 行政の取組
- 相談機関
- 労働関係法令学習用アプリケーション「労働条件(RJ)パトロール！」
- 関連パンフレット等

期待される効果

- 勤めている企業等が行っている雇用管理が労働基準関係法令違反かどうかについて疑いがある場合に、その疑問点の確認を行うことが可能
- 事業主が自ら行っている雇用管理について、労働基準関係法令違反がないか参考にすることが可能
- 労働者及びその家族、事業主及び企業の労務管理担当者等が、労働条件問題に関する最寄りの相談窓口の確認を行うことが可能



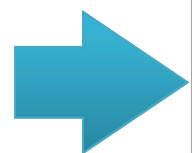
ポータルサイト「確かめよう労働条件」による労働基準法等の情報発信事業



ポータルサイト「確かめよう労働条件」による労働基準法等の情報発信事業

～ 労働条件等に関する学習コンテンツ ～

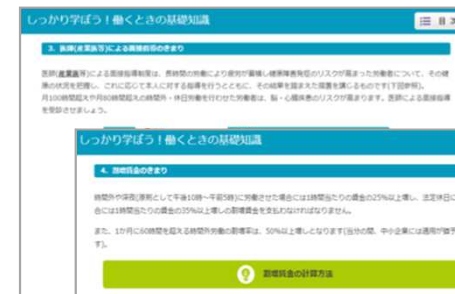
学習コンテンツ「しっかり学ぼう！働くときの基礎知識」は、イラスト・図版・テキストを組み合わせたオンラインテキストとして、労働条件に関するテーマごとの基礎知識を、総合的に理解できる内容となるよう工夫。



令和元年度

『働き方改革ってな～に？』のテーマを追加する予定。

※法改正等に合わせて、コンテンツを追加。令和元年度は、働き方改革関連法の施行に関連した内容を盛り込む予定。



ポータルサイト「確かめよう労働条件」による労働基準法等の情報発信事業

～ 『マンガで学ぶ労働条件』のコンテンツ～ 【若者の意識向上のための工夫①】

■ 労働条件に関する若者の問題意識を向上させるために、マンガコンテンツを運営

マンガで学ぶ労働条件

アルバイトを始めると、約束していない業務に就かされる。責任の重い仕事を任せられる。初任給以上にシフトを組まれる。重いノルマを課せられる。商品を買わなければならない。辞めさせてもらえないなど、様々なトラブルに遭遇することがあります。また、就職してからも、残業外や深夜、休日に働いたり、長時間続けて働くことによって、心身ともに大きな負担となり、最近では、過労によるストレスなども大きな問題となっています。この『マンガで学ぶ労働条件』では、働き始めるとき・働くときの注意点について、マンガでやさしく紹介します。



ページ内のリンク画像をクリックすると、ポップアップでマンガが開きます。

 <p>女性活躍推進</p>	 <p>遅延、解雇、雇止め</p>
 <p>ハラスメント</p>	 <p>時間外・休日労働と割増賃金</p>
 <p>アルバイトをするときの注意点</p>	 <p>過重労働の防止</p>

令和元年度 『働き方改革ってな～に？』を追加予定

ねらいと効果

- ・ マンガでやさしく労働条件テーマを伝えることにより、若者の関心を引きつけることがねらい。
- ・ 学習コンテンツのテーマと連動させ、マンガから、学習コンテンツへ具体的な理解を深める流れを形成する。
- ・ 記憶に残るストーリーで労働条件や労働関係法令全般への関心に繋げていき、就労時の不安や心配を軽減することを目的とする。

マンガで学ぶ労働条件 ～女性活躍推進法って何のこと？～



『女性活躍推進法』より

ポータルサイト「確かめよう労働条件」による労働基準法等の情報発信事業

～ 労働関係法令等 学習用クイズアプリケーション ～ 【若者の意識向上のための工夫②】

- 高校生・大学生、就業後間もない若者が、労働関係法令を手軽に、かつ、興味を持って学べるよう工夫した学習用クイズアプリ。若者の興味を労働問題・労働法令へと促すことを目的

クイズストーリーと連動したマンガで労働関係法令を学習



労働関係法令に関するマンガでユーザーの興味を促し、法令知識を楽しみながら習得できるよう工夫

クイズはマンガストーリーと連動した内容とし、マンガを復習する感覚 → 労働問題・労働法令への興味へと誘導

労働法教育に関する支援対策事業

《高等学校・大学等の労働法教育プログラムの作成》

- 若い人々が労働法や制度を十分に理解していないがために、アルバイトや就職した後に様々なトラブルや問題に巻き込まれることが少なくない。
- 労働法や制度は生涯にわたって関係し、また現にアルバイトを行う高校生・大学生らもおり、学生等にさらに労働法等のワークルールについて理解を深めてもらうことが重要。
- 平成28年度に高等学校等向け、平成29年度に大学等向けの労働法等の指導者用資料として、文部科学省や専門家のご協力をいただきながら、労働法教育プログラムを作成。全国の高等学校・大学等へ当該資料を送付済。

「はたらく」へのトビラ～ワークルール 20のモデル授業案
【平成29年3月作成 全国の高等学校等約5,500校に対し、約44,000部発送】

- 高校生等に、働く上で知っておいてほしい労働法や制度について、様々なテーマ、アプローチによる20のモデル授業案を提案。



「働くこと」と「労働法」～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～
【平成30年3月作成 全国の大学等約5,200校に対し、約26,000部発送】

- 学生がアルバイトや就職活動を始める前など、様々な機会を捉えて、労働法や制度について学習し、トラブル等で困ったときの対処法などを会得するため、多様な場面に応じた8テーマを設定。

